

分類番号	青総－6－1－2
制定日	平成14年10月2日
改正日	平成15年9月30日
改正日	平成22年9月6日
改正日	平成26年1月22日
改正日	平成28年9月13日

車両広告規則

青い森鉄道株式会社

車 両 広 告 規 則

目 次

第1条 (目的)	1
第2条 (適用範囲)	1
第3条 (取扱基準)	1
第4条 (広告の種類および規格)	1
第5条 (広告の掲出期間)	1
第6条 (広告の申込み)	1
第7条 (承認)	2
第8条 (承認期間の明示)	2
第9条 (継続承認)	2
第10条 (広告の手続き)	2
第11条 (費用等の負担)	2
第12条 (広告の掲出および撤去)	2
第13条 (汚損の責任)	2
第14条 (任意撤去)	2
第15条 (広告料金)	2
第16条 (広告料金の払戻し)	2
第17条 (広告料金の払戻し額)	2
第18条 (広告料金の非徴収)	3
第19条 (広告料金の端数処理)	3
第20条 (日割計算)	3
第21条 (最低料金)	3
第22条 (広告承認等台帳)	3
第23条 (規則外の取扱)	3

別 表

青い森鉄道株式会社車両広告規則

(目的)

第1条 この規則は、青い森鉄道株式会社（以下「会社」という。）が、広告（以下「広告」という。）を取扱うにあたり広告媒体として会社の車両・車体を公正かつ適正に運用することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 広告の取扱いについてはすべてこの規則の定めるところによる。

(取扱基準)

第3条 広告が次の各号の1に該当するか、またはそのおそれがある場合は、広告の掲出の承認をしない場合がある。

- (1) 会社の業務上支障がある場合。
- (2) 公の秩序または善良な風俗に反するもの。
- (3) 風致または美観を損ねるもの。
- (4) 旅客公衆に不快の念を与えるもの。
- (5) 危険のおそれのあるもの。
- (6) その他会社において不当と認めたもの。

(広告の種類および規格)

第4条 広告の種類は次の2種類とする。

- (1) 旅客車内広告
 - イ 旅客車内中吊りポスター広告
B列3番 縦36.4cm 横51.5cm
B列3番×2（B3ワイド） 縦36.4cm 横103cm
 - ロ 旅客車内額面ポスター広告
B列3番 縦36.4cm 横51.5cm
 - ハ 旅客車内吊り革広告
縦15.0cm以内 横3.0cm以内
 - ニ 旅客車内ステッカー広告
縦16.5cm以内 横20.0cm以内
 - ホ 旅客車内窓上ポスター広告
B列3番 縦36.4cm 横51.5cm
- (2) 特殊広告
 - イ 車体広告
縦80.0cm以内 横300.0cm以内

(広告の掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は次のとおりとし、その期間を1期とし、1期にみたない期間は1期とみなす。

2 広告掲出期間の承認は、次の掲出期間を限度として行う。ただし、会社において特に認めた場合は、これによらないことができる。

- (1) 旅客車内広告
 - イ 中吊りポスター広告 1期15日間
 - ロ 額面ポスター広告 1期1箇月
 - ハ 吊り革広告 1期1箇月
 - ニ ステッカー広告 1期1箇月
 - ホ 窓上ポスター広告 1期1箇月
- (2) 特殊広告
 - イ 車体広告 1期1年間

(広告の申込み)

第6条 広告の掲出の申込みをしようとする者は、広告申込書（様式第1号）の広告見本、広告見取図、その他関係書類を添えて会社に提出するものとする。

(承認)
第7条 会社は、広告の掲出に支障がないと認めた場合は、申込者に対し広告承認書（様式第2号）を交付して承認するものとする。この場合、広告料金の納入は、振込により会社に納入するものとする。

(承認期間の明示)
第8条 会社は、掲出すべき広告、ポスターを承認したときは、必要によりその表面または支障しない箇所に次の例により掲出期間を表示するものとする。

掲出期間	年	月	日
	年	月	日
	青い森鉄道株式会社		

(継続承認)
第9条 旅客車内広告及び特殊広告を同一箇所に引続き掲出する必要がある場合は、その広告の掲出満了期間の10日前までに申込み、その承認を受けるものとする。
(但し、掲出場所に空きがあり支障がない場合はその限りではない。)

(広告の手続き)
第10条 広告の取締りに関する法令によってなすべき手続きについては、広告主において行うものとする。

(費用等の負担)
第11条 広告の作成および建植等に要する費用または掲出中の広告にかかわる事故が発生した場合の損害等はすべて広告主の負担とする。

(広告の掲出及び撤去)
第12条 旅客車内広告の掲出及び撤去は会社が行う。ただし、特殊広告については、広告主が行うものとする。

(汚損の責任)
第13条 掲出中の広告物が汚損または消滅したときは、広告主に対し取替または修理を請求することができる。

(任意撤去)
第14条 次の各号に該当するときは会社において任意に広告を撤去廃棄する。ただし、特殊広告等で撤去費用のかかる場合は、広告主の負担とする。
(1) 広告の承認を取消したとき。
(2) 第13条の規定によって広告物の取替えまたは修理をしないとき。
(3) 掲出期間満了の広告物を撤去しないとき。
(4) 法令によって広告物の掲出を禁止または除去を命ぜられたとき。

(広告料金)
第15条 広告料の基本料金は別表に定めるとおりとする。ただし、会社において特に認めた場合はこれによらないことができる。

(広告料金の払戻し)
第16条 次の各号に該当するときは広告料金を払い戻しする。
(1) 会社の都合により掲出の承認を取消し、または掲出中の広告物の一時撤去する必要があるとき。
(2) 天災地変のため掲載中の広告物が掲出できなくなったとき。
(3) その他払戻しの必要があるとき。

(広告料金の払戻し額)
第17条 前条による場合の払戻し額は次のとおりとする。
(1) 広告掲出前のとき 即収料金全額
(2) 広告掲出後のとき 掲出期間に対する日割り計算をしたのち、即収料金から差引いた額

(広告料金の非徴収)

- 第18条 会社は、次の各号に該当する広告については広告料金を徴収しないことがある。
- (1) 広告主が官庁またはこれに準ずるものの申込みによるもので内容が公共的性格を有し、公共の福祉増進に寄与すると認められるもの。
 - (2) 会社の業務上必要なもの
 - (3) その他特に承認したもの

(広告料金の端数処理)

- 第19条 広告料金の計算過程において、1円未満の端数を生じたときは、1円単位に切上げる。

(日割計算)

- 第20条 会社の都合により広告料金の日割計算を行うときは1箇月30日として計算する。

(最低料金)

- 第21条 削除

(広告承認等台帳)

- 第22条 承認された広告については、その内容を広告承認台帳(様式第3号)及び広告台帳(様式第4号)にその内容を記載し、管理するものとする。

(規則外の取扱)

- 第23条 この規則に定めのない事項については、企画営業部長が別途定める。

附 則

この規則は、平成14年10月2日から施行する。

附 則 (平成15年9月30日改正)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月6日改正)

この規則は、平成22年12月4日から施行する。

附 則 (平成26年1月22日改正)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月13日改正)

この規則は、平成28年9月13日から施行する。

(別表：第15条関係)

車両車体広告の掲出期間及び料金表

(消費税を含む)

種別		規格		期間	料金 (1枚あたり)	料金 (2両分)	持込枚数
旅客車内広告	中吊り ポスター広告	B列3番	縦36.4cm 横51.5cm	1期15日間	540円	11,880円	24枚
		B列3番ワイド	縦36.4cm 横103cm	1期15日間	1,080円	23,760円	24枚
	額面 ポスター広告	B列3番	縦36.4cm 横51.5cm	1期1箇月	594円	13,068円	24枚
	窓上 ポスター広告	B列3番	縦36.4cm 横51.5cm	1期1箇月	432円	9,504円	24枚
	吊り革広告	縦15.0cm以内 横3.0cm以内		1期1箇月	1,242円	27,324円	24枚
	ステッカー広告	縦16.5cm以内 横20.0cm以内		1期1箇月	270円	5,940円	24枚

種別	規格	期間	料金 (1両分)
特殊広告	車体広告	縦80cm以内 横300cm以内	1期1年間 1㎡54,500円×4面
※製作料金として、材料費、施工費等に1両あたり323,000円程度、2両あたり488,000円程度の実費が必要です。(デザイン料は含みません)			

1. 広告の掲出期間は上記の通りとし、その期間を1期とし、1期に満たない期間は1期とみなす。
2. 車両広告は原則全2両分で受け付けますが、都合により同一車両に複数枚掲示になる場合がございます。(ほか、予備として2枚いただきます)
3. 会社の都合により広告料金の日割計算を行うときは1箇月30日として計算する。
4. この表に定めない事項については、企画営業部長が別に定める。

(様式第1号：第6条関係)

車 両 車 体 広 告 申 込 書

年 月 日

青い森鉄道株式会社
代表取締役社長

殿

住 氏 所 名
電 話
(法人にあたっては、名称及び代表者の氏名)

印

青い森鉄道株式会社車両広告規則により下記のとおり広告の掲出をいたしたいので
別添広告見本を添えて申し込みます。

承認のうえは、会社広告規則及び貴社からの指示事項は厳守いたします。

記

1 種 類 (中吊り 額面 窓上 ステッカー 吊革 車体)
※該当部分に○を付けてください

2 広告内容

3 広告枚数

4 掲出期間 自 年 月 日
至 年 月 日

5 規格(大きさ)

B3 (片面 両面 ワイド)
※ポスターの大きさはB3で統一です。また該当箇所に○を付けてください

(様式第2号：第7条関係)

広 告 承 認 書

承認番号
年 月 日

殿

青い森鉄道株式会社
代表取締役社長

平成 年 月 日付で貴殿から申し込みがあった広告については下記のとおり承認します。

記

1 広告内容

2 広告場所

3 広告料金

4 広告規格

5 広告枚数

6 掲出期間 自 年 月 日 至 年 月 日 期

7 広告種類 (1) 新規 (2) 継続